

前 金	部 分 払
有	0 回

平成 28 年度  
下建公補 第 1-3 号

---

### 北部第一排水区調整池実施設計(詳細)業務委託設計書

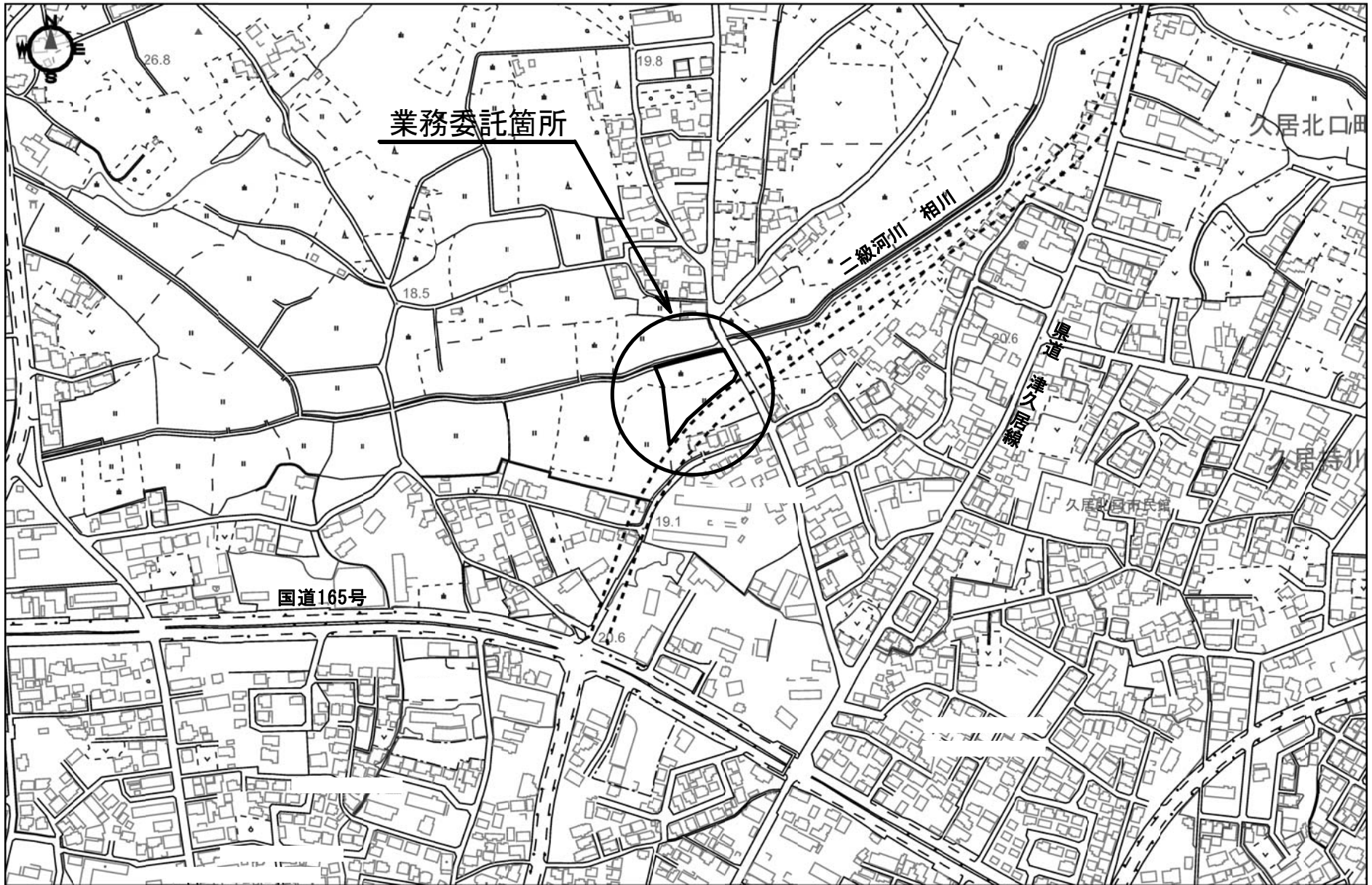
---

委託仕様は特記以外は業務委託共通仕様書(三重県)及び業務委託監督員の指示による。

津市下水道局  
下水道建設課

平成28年度		下建公補 第 1-3 号		業務委託設計書	
委託場所	津市久居北口町地内			次長	
				課長	
委託名	北部第一排水区調整池実施設計(詳細)業務委託			検算者	
				調整担当主幹	
設計額	(うち消費税等相当額 )			担当主幹	
				担当副主幹	
履行期間	平成29年1月30日限り			設計者	
長	—		巾	—	
業務の大要					
調整池実施設計 詳細設計 2,700m3					

# 位置図



設 計 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
設計・解析・調査業務								
01:設計・解析・調査								
下水道設計				式				
					1.000			
下水道施設設計				式				第 0001 号 明細表
					1.000			
成果品作成費				式				
					1.000			
直接原価				式				
					1.000			
その他原価				式				
					1.000			
業務原価				式				
					1.000			
一般管理費等				式				
					1.000			

設 計 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計・解析・調査業務価格				式				
					1.000			
業務価格				式				
					1.000			
消費税及び地方消費税相当額				式				
					1.000			
業務委託料				式				
					1.000			

[設計・解析・調査]

第 0001 号 明細表 下水道施設設計					1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
調整池 (詳細設計)		式				第0001号単価表
			1.000			
ポンプ設備 (機械設計) (詳細設計)		式				第0009号単価表
			1.000			
ポンプ設備 (電気設計) (詳細設計)		式				第0015号単価表
			1.000			
設計協議 (詳細設計)		式				第0021号単価表
			1.000			
現地調査 (詳細設計)		式				第0026号単価表
			1.000			
報告書作成 (詳細設計)		式				第0027号単価表
			1.000			
合 計						

SJ0100 調整池（詳細設計）		第 0001 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計計画	式	1.000			第0002号単価表
仮設設計	式	1.000			第0003号単価表
構造計算	式	1.000			第0004号単価表
機能計算	式	1.000			第0005号単価表
設計図作成	式	1.000			第0006号単価表
数量計算	式	1.000			第0007号単価表
照査	式	1.000			第0008号単価表
合 計	式	1.000			

SJ0100 調整池（詳細設計）		第 0001 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
単位当り	式	1.000	当り		



SJ0101 設計計画		第 0002 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技術者	人				
技師長	人				
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0102 仮設設計		第 0003 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0103 構造計算		第 0004 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0104 機能計算		第 0005 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0105 設計図作成		第 0006 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0106 数量計算		第 0007 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0107 照査		第 0008 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師長	人				
主任技師	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0200 ポンプ設備（機械設計）（詳細設計）					第 0009 号単価表 1 式	当り
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
設計計画	式	1.000			第0010号単価表	
機能計算	式	1.000			第0011号単価表	
設計図作成	式	1.000			第0012号単価表	
数量計算	式	1.000			第0013号単価表	
照査	式	1.000			第0014号単価表	
合 計	式	1.000				
単位当り	式	1.000	当り			



SJ0201 設計計画		第 0010 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技術者	人				
技師長	人				
主任技師	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0202 機能計算		第 0011 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0203 設計図作成		第 0012 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0204 数量計算		第 0013 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0205 照査		第 0014 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師長	人				
主任技師	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0300 ポンプ設備（電気設計）（詳細設計）					第 0015 号単価表 1 式	当り
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
設計計画	式	1.000			第0016号単価表	
機能計算	式	1.000			第0017号単価表	
設計図作成	式	1.000			第0018号単価表	
数量計算	式	1.000			第0019号単価表	
照査	式	1.000			第0020号単価表	
合 計	式	1.000				
単位当り	式	1.000	当り			

SJ0301 設計計画		第 0016 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技術者	人				
技師長	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0302 機能計算		第 0017 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		



SJ0303 設計図作成		第 0018 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0304 数量計算		第 0019 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0305 照査		第 0020 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師長	人				
主任技師	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0400 設計協議 (詳細設計)		第 0021 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
第 1 回打合せ	回				第0022号単価表
中間打合せ	回				第0023号単価表
最終打合せ	回				第0024号単価表
関係機関打合せ協議	回				第0025号単価表
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0401 第1回打合せ		第 0022 号単価表 1 回 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
合 計	回	1.000			
単位当り	回	1.000	当り		

SJ0402 中間打合せ		第 0023 号単価表 1 回 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
合 計	回	1.000			
単位当り	回	1.000	当り		

SJ0403 最終打合せ		第 0024 号単価表 1 回 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
合 計	回	1.000			
単位当り	回	1.000	当り		

SJ0610 関係機関打合せ協議		第 0025 号単価表 1 回 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
合 計	回	1.000			
単位当り	回	1.000	当り		



SJ0500 現地調査（詳細設計）		第 0026 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0600 報告書作成（詳細設計）		第 0027 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師（A）	人				
技師（B）	人				
技師（C）	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

平成28年度 下建公補第1―3号  
北部第一排水区調整池実施設計(詳細)業務委託

数量総括表

レベル1：設計・解析・調査

## 数量総括表

		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5	単位	数量	摘要
(費目)	(工種)	(種別)		(細別)		(規格)			
設計・解析・調査									
下水道設計	下水道施設設計						式	1	
					調整池(詳細設計)		式	1	
					調整池ポンプ設備(機械設備)(詳細設計)		式	1	
					調整池ポンプ設備(電気設備)(詳細設計)		式	1	
					設計協議(詳細設計)	第1回打合せ計上 中間打合せ3回計上 最終打合せ計上 関係機関打合せ1回計上	式	1	
					現地調査(詳細設計)		式	1	
					報告書作成(詳細設計)		式	1	

【調整池】詳細設計

作業項目	作業内容
設計計画	設計対象施設に関する基本設計の内容確認 スベリ安定計算、構造計算、基礎計算、水利計算、容量計算等の設計条件確認
仮設計計	仮設計算の設計条件確認、仮設計算書、仮設図及び数量計算書の作成
構造計算	設計計画に基づく、スベリ安定計算書、構造計算書、基礎計算書の作成
設計図作成	計算により定められた諸条件に基づく、一般平面図、水位関係図、構造図、詳細図、配筋図、場内整備関連図等の作成
数量計算	決定した設計図に対して、数量算出基準に基づく数量算出及び工事設計書の作成
照査	設計計画の妥当性(設計方針、設計条件等)の照査 各種計算書の適切性に関する照査 各種設計図の適切性に関する照査 各種計算書と設計図の整合性に関する照査

【機械設計】ポンプ設備詳細設計

作業項目	作業内容
設計計画	設計対象施設に関する基本設計の内容確認 設備容量計算の設計条件の確認
機能計算	設計計画に基づく、設備容量計算書の作成
設計図作成	計算により定められた諸条件に基づく、配置平面図、配置断面図、配管図、水位関係図の作成
数量計算	決定した設計図に対して、数量算出基準に基づく数量算出及び工事設計書の作成
照査	設計計画の妥当性(設計方針、設計条件等)の照査 各種計算書の適切性に関する照査 各種設計図の適切性に関する照査 各種計算書と設計図の整合性に関する照査

【電気設計】ポンプ設備詳細設計

作業項目	作業内容
設計計画	設計対象施設に関する基本設計の内容確認 設備容量計算の設計条件の確認
機能計算	設計計画に基づく、設備容量計算書の作成
設計図作成	計算により定められた諸条件に基づく、一般平面図、単線結線図、主要機器外形図、機能概略説明図、主要配線・配管系統図、配線・配管布設図、接地系統図及び主要機器配置図の作成
数量計算	決定した設計図に対して、数量算出基準に基づく数量算出及び工事設計書の作成
照査	設計計画の妥当性(設計方針、設計条件等)の照査 各種計算書の適切性に関する照査 各種設計図の適切性に関する照査 各種計算書と設計図の整合性に関する照査

## 設計業務内容内訳

### 調整池 詳細設計

作業項目	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
設計計画							—	
仮設計	—	—						
構造計算	—	—						
機能計算	—	—						
設計図作成	—	—						
数量計算	—	—						
照査	—	—		—	—	—	—	
計								

(単位：人)

### 調整池 ポンプ設備 (機械設計) 詳細設計

作業項目	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
設計計画							—	
機能計算	—	—		—	—		—	
設計図作成	—	—						
数量計算	—	—						
照査	—	—		—	—	—	—	
計								

(単位：人)

### 調整池 ポンプ設備 (電気設計) 詳細設計

作業項目	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
現地調査				—	—		—	
機能計算	—	—					—	
設計図作成	—	—						
数量計算	—	—					—	
照査	—	—		—	—	—	—	
計								

(単位：人)

### 調整池 設計協議 詳細設計

作業項目	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
第1回打合せ	—	—					—	
中間打合せ	—	—					—	1回当たり
最終打合せ	—	—					—	
関係機関 打合せ協議	—	—			—		—	1回当たり
計	—	—					—	

(単位：人)

### 調整池 現地調査 詳細設計

作業項目	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
現地調査	—	—					—	
計	—	—					—	

(単位：人)

### 調整池 報告書作成 詳細設計

作業項目	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
報告書作成	—	—					—	
計	—	—					—	

(単位：人)

# 調整池実施設計業務委託標準仕様書 ( 詳細設計 )

## 第1章 総 則

### 1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設の工事を実施するために必要な設計図、計算、設計書等の作成を行うことを目的とする。

### 1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

### 1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

### 1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

### 1.5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

### 1.6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

### 1.7 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

### 1.8 許可申請

受託者は、工事に必要な許可申請（計画通知等）に関する事務に必要な図書作成を遅滞なく行わなければならない。

### 1.9 提出書類

(1) 受託者は、業務の着手及び完了に当たって、**発注者**の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表
- (ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

### 1.10 管理技術者及び技術者

(1) 受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門について、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道）または下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。

(3) 受託者は、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

### 1.11 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

### 1.12 成果品の審査及び納品

(1) 受託者は、成果品完成後に**発注者**の審査を受けなければならない。

- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならぬ。
  - (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、**発注者**の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
  - (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のしかが見えた場合、受注者がただちに当該業務の修正を行わなければならない。
- 1.13 関係官公庁等との協議  
受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。
  - 1.14 証明書の交付  
必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。
  - 1.15 疑義の解釈  
本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない場合は、**発注者**、受託者の協議の上、これを定める。

## 第2章 設計一般

### 2.1 一般的事項

- (1) 業務の実施に当って、受託者は係員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつと記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受託者と**発注者**は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

### 2.2 設計基準等

設計に当っては、**発注者**の指定する図書及び本仕様書第8章の図書を参考にして、設計業務を行わなければならない。

### 2.3 設計上の疑義

設計上疑義が生じた場合は、係員と協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

### 2.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

### 2.5 参考資料の貸与

**発注者**は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料等を所定の手続きによって貸与する。

### 2.6 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

### 2.7 現地調査

受注者は、現地を踏査し、**発注者**の下水道事業計画図書、測量、土質調査資料等に基づき、下記事項について、確認しておかなければならない。

- (1) 地形、その他  
用地境界、周囲の状況、地盤高、排水の状況、連絡道路、水道、ガス、電気の経路等
- (2) 地質  
地質調査資料と現地との関係
- (3) 関連管渠の位置、形状、管高低
- (4) 吐口の予定位置
- (5) 放流先の状況
- (6) その他設計に必要な事項



## 2. 8 実施設計 (詳細設計)

- (1) 実施設計 (詳細設計) とは、実施設計 (基本設計) に基づいて、工事を実施するために必要な設計図、計算書等 (以下実施設計 (詳細設計) 図書等をいう。) の作成業務をいう。

### 第3章 実施設計 (詳細設計)

#### 3. 1 実施設計 (詳細設計) 図書の作成に関する作業

実施設計 (詳細設計) 業務は、次の事項の確認並びに「詳細設計図書」の作成を行い、実施設計 (詳細設計) 図書としてまとめなければならない。

##### (1) 実施設計 (詳細設計) 業務で確認する事項

実施設計 (詳細設計) 業務において、次の事項を確認しなければならない。

(イ) 受注者は、実施設計 (詳細設計) 業務を進めるに当り、設計対象施設に関する実施設計 (基本設計) の内容について確認を行わなければならない。

(ロ) 土木建築構造物の構造計算に先立ち、構造分類に基づいた設計条件、荷重条件、設備機器の重量表、主要形状寸法一覧表、主要設備機器の搬入経路および各部寸法等の確認を行わなければならない。

(ハ) 仮設構造物の部材耐力算定に先立ち、土圧算定式、設計諸元、切梁段数、山留方法、排水方法、仮設道路計画等の確認又は検討を行わなければならない。

##### (2) 実施設計 (詳細設計) 業務で行う計算書等の作成に関する作業

受注者は、**発注者** が提供した資料、又は受注者の調査した項目について、整理し、確認又は検討を行った後に次の作業を行う。

なお、確認された実施設計 (基本設計) 図書のうち実施設計 (詳細設計) で使用できるものは、再使用を防げない。

#### (イ) 土木関係

- ① 構造計算書
- ② 基礎計算書
- ③ 仮設計算書
- ④ 水理計算書
- ⑤ 容量計算書

#### (ロ) 機械関係

- ① 設備容量計算書  
能力、台数、出力等
- ② 機器リスト表
- ③ 特殊設備の安全性・安定性に対する検討書
- ④ 主要機種重量表および建築荷重設定表

#### (ハ) 電気関係

- ① 設備容量計算書  
能力、台数、出力等
- ② 運転操作概要書
- ③ 主要機器重量表および建築荷重設定表

#### (3) 詳細設計図の作成に関する作業

受注者は、次に示す詳細設計図を作成すること。

#### (イ) 土木関係

- ① 一般平面図
  - ② 水位関係図
  - ③ 構造図
    - a) 平面図
    - b) 縦横断面図
    - c) 桁配置図
  - ④ 詳細図
- 設備（機械、電気）との取合図及び箱抜き図
- ⑤ 配筋図（鉄筋加工図）数量計算書（記入）
  - ⑥ 場内管渠配管図（平面図、縦横断面図）
  - ⑦ 場内排水管、マンホール、ます構造図
  - ⑧ 場内道路、門、さく、扉、場内整備図等
  - ⑨ 工事特記仕様書
- (ロ) 機械関係
- ① フローシート（全体及び施設又は設備ごと）
  - ② 全体配置平面図
  - ③ 配置平面図（施設ごと）
  - ④ 配置断面図（施設ごと）
  - ⑤ 配管全体図
  - ⑥ 水位関係図、箱抜き図参考図（土木に準ずる）
  - ⑦ 工事特記仕様書
- (ハ) 電気関係
- ① 構内一般平面図
  - ② 単線結線図
  - ③ 主要機器外形（参考寸法）図
  - ④ 機能概略説明図（計装フローシート、監視制御システム系統図）
  - ⑤ 主要配線、配管系統図
  - ⑥ 配線、配管布設図（ラック、ダクト、ピット）
  - ⑦ 接地系統図
  - ⑧ 機器配置図（⑥との共用含む）
  - ⑨ 工事特記仕様書
- (4) 工事設計書の作成に関する作業
- 受注者は、**発注者**の示す様式、資料により次のものを作成すること。
- (イ) 数量計算書（材料）
  - (ロ) 工期算定計算書
  - (ハ) 見積依頼書
  - (ニ) 工事設計書（金抜設計書）

## 5.1 照査の目的

### 第5章 照査

受注者の業務を施工するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確

保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りが無いよう努めなければならない。

## 5.2 照査の体制

受注者および漏れなき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

## 5.3 照査事項

受注者も、設計全般にわたり正常時・異常時における処理機能の確保、施設の耐久性及び環境条件に対する適合性、柔軟性を基本として以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (2) 実施設計 (詳細設計)
  - (イ) 設計計画の妥当性 (設計方針、設計条件等) の照査
  - (ロ) 各種計算書の適切性に関する照査
  - (ハ) 各種設計図の適切性に関する照査
  - (ニ) 各種計算書と設計図の整合性に関する照査

## 第6章 提出図書

### 6.1 提出図書

提出すべき成果品とその数量は次のとおりとする。なお、製本はすべて白焼きとする。また、製本はすべて表紙、背表紙とも、タイトルをつけ、直接印刷したものとす。なお、成果品の作成に当たっては、その編集方法についてあらかじめ係員と協議すること。

### 6.2 実施設計 (詳細設計) 提出図書

- (1) 土木建築関係
  - (イ) 実施設計 (詳細設計) 原図 A 2判 原図一式
  - (ロ) 実施設計 (詳細設計) 図 A 3判折たたみ製本 3部と原図
  - (ハ) 計算書 (数量計算書を除く) A 4又はA 3判製本 3部と原稿
  - (ニ) 工事特記仕様書 A 4判製本 3部と原稿
  - (ホ) 工事設計書 A 4判 原稿
- (2) 機械関係
  - (イ) 実施設計 (詳細設計) 原図 A 2判 一式 (土木建築に準ずる)
  - (ロ) 実施設計 (詳細設計) 図 A 3判折たたみ製本 3部と原図
  - (ハ) 計算書 (数量計算書を除く) A 4又はA 3判製本 3部と原稿
  - (ニ) 工事特記仕様書 A 4判製本 3部と原稿
  - (ホ) 工事設計書 A 4判 原稿
- (3) 電気関係
  - (イ) 実施設計 (詳細設計) 原図 A 2判 一式 (土木建築に準ずる)
  - (ロ) 実施設計 (詳細設計) 図 A 3判折たたみ製本 3部と原図
  - (ハ) 計算書 (数量計算書を除く) A 4又はA 3判製本 3部と原稿
  - (ニ) 工事特記仕様書 A 4判製本 3部と原稿
  - (ホ) 工事設計書 A 4判 原稿
- (4) 議事録 A 4判 3部と原稿

## 第7章 参考図書

### 7.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 土木工事一般仕様書 (発注者の仕様書)
- (2) 機械設備工事一般仕様書 ( " )
- (3) 電気設備工事一般図書 ( " )
- (4) 日本工業規格 (JIS)
- (5) 日本下水道協会規格 (JWSAS)
- (6) 電気規格調査会標準規格 (JEC)
- (7) 日本電機工業会標準規格 (JEM)
- (8) 日本農業規格 (JAS)
- (9) 日本電線工業会標準規格 (JCS)
- (10) 内線規格 (日本電気協会)
- (11) 下水道施設計画・設計指針と解説 (日本下水道協会)
- (12) 下水道維持管理指針 ( " )
- (13) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 ( " )
- (14) 下水道施設の耐震対策指針と解説 ( " )
- (15) 下水道施設耐震計算例—処理場・ポンプ場編— ( " )
- (16) 水理公式集 (土木学会)
- (17) コンクリート標準示方書 (土木学会)
- (18) S I 単位版 鋼構造設計基準 (日本建築学会)
- (19) 壁式構造物関係設計基準・同解説壁式鉄筋コンクリート造編 (日本建築学会)
- (20) 土木製図基準 (土木学会)
- (21) 機械製図基準 JIS ハンドブック 5 (日本規格協会)
- (22) 電気記号 JIS ハンドブック 7 (日本規格協会)
- (23) 国土交通大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン (全日本建設技術協会)
- (24) 改訂解説・河川管理施設等構造令：施工規則 (日本河川協会)
- (25) 揚排水ポンプ設備基準 (案) 同解説
- (26) 揚排水ポンプ設備基準 (案) 同解説 (河川ポンプ施設技術協会)

## 調整池実施設計業務委託特記仕様書

### 1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「下水道管渠実施設計業務一般仕様書」の第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記一般仕様書による。

### 2. 業務の対象

委託の対象

名称	位置
北部第一排水区調整池	津市久居北口町地内
容量	2,700m <sup>3</sup>
流量	2.71m <sup>3</sup> /秒
放水能力	
排水方式	ポンプ排水

### 3. その他

監督員の指示する事項

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 1

明示事項（条件及び内容）	
ア 適用図書	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等共通仕様書（三重県）【平成27年11月制定】 <input checked="" type="checkbox"/> 部分改正を行った内容も含む（最新改正 年 月） <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【平成 年 月制定】 <input type="checkbox"/> 部分改正を行った内容も含む（最新改正 年 月） <input type="checkbox"/> 自然に配慮した川づくりの手引き（案）（三重県県土整備部河川課） <input type="checkbox"/> 砂防技術指針（案）（三重県県土整備部）【 年 月制定】 <input type="checkbox"/> 三重県景観計画【平成20年4月1日発行】 <input checked="" type="checkbox"/> その他（下水道雨水調整池技術基準（案）解説と計算例（公益社団法人日本下水道協会）【昭和59年10月】） （上記の適用図書について改訂のあった項目は改定後を適用する。）
イ 業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後14日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
ウ 成果の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CALS電子納品運用マニュアル【平成24年7月改訂】によるものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果物の提出部数は、（ <input checked="" type="checkbox"/> 3部 <input type="checkbox"/> （ ）部）とする。 <input type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易フレイヤール、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> その他（提出物は、最大A2サイズとする。縮小図面（製本）を2部提出する。）
エ 工程関係	<input type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名 ） <input checked="" type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） <input type="checkbox"/> その他（ ）
オ 管理技術者の要件	管理技術者は、（ <input type="checkbox"/> 下記の者 <input checked="" type="checkbox"/> 下記のいずれかの者）とする。 技術士 <input checked="" type="checkbox"/> （ <input checked="" type="checkbox"/> 上下水道部門下水道科目、 <input type="checkbox"/> 部門、 <input type="checkbox"/> 部門・科目を問わない） <input checked="" type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） <input checked="" type="checkbox"/> R C Mの資格保持者（ <input checked="" type="checkbox"/> 下水道部門、 <input type="checkbox"/> 部門を問わない） <input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 <input type="checkbox"/> 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければなら <input type="checkbox"/> い。 <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注)

- 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
- 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
- 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市  
平成27年11月

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 2

明示項目	明示事項（条件及び内容）
カ 照査技術者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> 概略・予備・詳細設計等又は、基本・細部・実施設計等については、照査技術者を定めなければならない。 <input type="checkbox"/> 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 （ 照査技術者は、（ <input type="checkbox"/> 下記の者 <input checked="" type="checkbox"/> 下記のいずれかの者 ）とする。 ） 技術士 <input checked="" type="checkbox"/> 上下水道部門下水道科目、 <input type="checkbox"/> 部門、 <input type="checkbox"/> 部門・科目を問わない <input checked="" type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） <input checked="" type="checkbox"/> R C C Mの資格保持者（ <input checked="" type="checkbox"/> 下水道部門、 <input type="checkbox"/> 部門を問わない） <input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 <input checked="" type="checkbox"/> 詳細設計照査要領（（社）中部建設協会発行） <input type="checkbox"/> 設計業務照査の手引書（三重県農林水産商工部農業基盤整備課） <input type="checkbox"/> その他（ ）
キ 打合せ等	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 中間打合せ回数は3回とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 照査技術者については（ <input checked="" type="checkbox"/> 設計業務着手時 <input type="checkbox"/> 中間打合せ <input type="checkbox"/> 回 <input checked="" type="checkbox"/> 成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む））の打合せに出席するものとする。
ク 資料の貸与	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （平成27年度 北部第一排水区調整池実施設計（基本）業務委託）

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 3

明示項目	明示事項（条件及び内容）	
ケ 業務条件	<input type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。	
コ その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 検査課による設計協議の立会を実施する。ただし、現地確認が必要な場合は、実地確認を行う。

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市  
平成27年11月



## 暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

### 1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年津市訓第34号）において使用する用語の例による。

### 3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。  
なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

### 4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

### 5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

## 配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いいたします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

### 記

- (1) 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- (2) 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- (3) 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- (4) 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

## 前金支払いに関する事項

請負代金の額が130万以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約額の10分の3以内で、かつ当該支出す算の範囲内で前払いするものとする。